

京都大学外部戦略室要項

第1 京都大学に、外部戦略室を置く。

第2 外部戦略室は、外部戦略担当の理事（以下「担当理事」という。）の下に、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 基金、寄附金等に係る企画・戦略の立案等及びその推進を行うこと。
- (2) 経営状況及び教育研究等の活動状況に関わる各種データを収集し、分析を行うこと。
- (3) 同窓会、産業界対応及び国際展開に関すること。
- (4) その他総長が必要と認めること。

第3 外部戦略室に、室長並びに専任及び兼任の室員を置く。

- 2 室長は、京都大学の教職員のうちから、総長が任免する。
- 3 室長は、担当理事の命を受け、室の所務を掌理する。
- 4 室員は、担当理事が指名する本学の事務職員をもって充てる。
- 5 室員は、室の業務を処理する。

第4 この要項に定めるもののほか、外部戦略室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成20年10月21日から実施する。